



2024年5月8日

各位

会社名 JSR株式会社
代表者名 代表取締役CEO兼社長 エリック ジョンソン
(コード番号: 4185 東証プライム)
問合せ先 広報部長 武田 佳子
(TEL 03-6218-3517)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年4月8日付当社プレスリリース「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2024年4月24日を基準日として、2024年6月上旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定である旨のお知らせをいたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年6月5日から6月24日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年6月25日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

I 本臨時株主総会の開催日時及び場所

- 開催日時 2024年6月5日（水曜日）午前10時00分
- 開催場所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
コンラッド東京 アネックス1階「浜離宮」

II 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

III 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

2024年3月18日付当社プレスリリース「JICC-02株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、JICC-02株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年3月18日付で、当社株式（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。）、本新株予約権（注1）及び本米国預託証券（注2）の全てを取得し、当社株式を非公開化させ、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式、本新株予約権及び本米国預託証券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を同月19日から開始することを決定しました。

(注1)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいいます。

- ① 2005年6月17日開催の定時株主総会及び2005年6月17日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいいます。）（行使期間は2005年6月18日から2025年6月17日まで）
- ② 2006年6月16日開催の定時株主総会及び2006年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006年度新株予約権（取締役用）」といいいます。）（行使期間は2006年8月2日から2026年6月16日まで）
- ③ 2006年6月16日開催の定時株主総会及び2006年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006年度新株予約権（執行役員用）」といいいます。）（行使期間は2006年8月2日から2026年6月16日まで）
- ④ 2007年6月15日開催の取締役会及び2007年7月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2007年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2007年7月11日から2027年7月10日まで）
- ⑤ 2008年6月13日開催の取締役会及び2008年7月14日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2008年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2008年7月16日から2028年7月15日まで）
- ⑥ 2009年6月16日開催の取締役会及び2009年7月13日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2009年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2009年7月15日から2029年7月14日まで）
- ⑦ 2010年6月18日開催の取締役会及び2010年7月12日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2010年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2010年7月14日から2030年7月13日まで）
- ⑧ 2011年6月17日開催の取締役会及び2011年7月11日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2011年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2011年7月13日から2031年7月12日まで）
- ⑨ 2012年6月15日開催の取締役会及び2012年7月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2012年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2012年7月11日から2032年7月10日まで）
- ⑩ 2013年6月21日開催の取締役会、2013年6月27日開催の取締役会及び2013年7月8日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2013年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2013年7月17日から2033年7月16日まで）
- ⑪ 2014年7月14日開催の取締役会及び2014年7月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2014年度新株予約権」といいいます。）（行使期間は2014年7月31日から2034年7月30日まで）

(注2)「本米国預託証券」とは、Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon、Convergex Depository, Inc. 及びJPMorgan Chase Bank, N.A.（以下、これらを総称して「本預託銀行」といいいます。）により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券をいいいます。

そして、2024年4月17日付当社プレスリリース「JICC-02株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2024年3月19日から2024年4月16日まで本公開買付けを行い、その結果、2024年4月23日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式175,272,231株（所有割合（注3）：84.35%）を保有するに至りました。

(注3)「所有割合」とは、当社が2024年2月13日に提出した第79期第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数（208,400,000株）に、2024年2月29日現在残存する第1回新

株予約権 37 個の目的である当社株式数 3,700 株、2006 年度新株予約権（取締役用）23 個の目的である当社株式数 2,300 株、2006 年度新株予約権（執行役員用）8 個の目的である当社株式数 800 株、2007 年度新株予約権 46 個の目的である当社株式数 4,600 株、2008 年度新株予約権 96 個の目的である当社株式数 9,600 株、2009 年度新株予約権 184 個の目的である当社株式数 18,400 株、2010 年度新株予約権 229 個の目的である当社株式数 22,900 株、2011 年度新株予約権 322 個の目的である当社株式数 32,200 株、2012 年度新株予約権 382 個の目的である当社株式数 38,200 株、2013 年度新株予約権 90 個の目的である当社株式数 9,000 株、2014 年度新株予約権 106 個の目的である当社株式数 10,600 株を加算した株式数(208,552,300 株)から、当社が 2024 年 4 月 30 日に公表した 2024 年 3 月期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載された 2024 年 3 月 31 日現在当社が所有する自己株式数(764,410 株)を控除した株式数(207,787,890 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

本公開買付け並びに当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)を公開買付者のみとするための株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、将来にわたる企業価値向上に向けた様々な施策を検討する中、当社の更なる成長及び企業価値の向上を実現するためには、半導体材料業界における業界再編の実現が有益であると考え、2022 年 11 月中旬、JIC キャピタル株式会社(以下「JICC」といいます。)に対して国内半導体材料業界の構造的課題の解決に向けての資本政策に関する協議の打診をし、JICC との面談を行いました。そして、2022 年 11 月下旬に、JICC が当社株式の非公開化を前提とする協議を本格化させたことを受け、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、2022 年 12 月上旬にみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、2022 年 12 月下旬に三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、2022 年 12 月下旬に公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を選任しました。

さらに、当社は、JICC から、2023 年 2 月 22 日に初期意向表明書を受領したことを受け、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2023 年 3 月 13 日、公開買付者及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した、当社の社外取締役 4 名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置しました(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等の詳細については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の助言を受けながら、本公開買付けの実行の是非に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行いました。

具体的には、当社は、JICC から、2023 年 6 月 1 日に、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの本公開買付価格を 4,200 円(4,200 円は、当該提案がなされた 2023 年 6 月 1 日の前営業日である 2023 年 5 月 31 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 3,365 円に対して 24.81%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,190 円に対して 31.66%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,128 円に対して 34.27%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,007 円に対して 39.67%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権 1 個当たりの本公開買付価格(以下「本新株予約権価格」といいます。)を 419,900 円、本米国預託証券が表章する本米国預託株式 1 株当たりの本公開買付価格を 4,200 円とする、第 1 回提案を書面で受領しました。当社は、第 1 回提案を受けて、JICC に対して、2023 年 6 月 5 日付で第 1 回提案における本公開買付価格は、当社の公正価値を十分に反映した水準とは言えないとして、本公開買付価格の引き上げに関する再検討を要請しました。その後、当社は、

2023年6月6日に、JICCより、当社のかかる要請を受けて、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの本公開買付価格を4,285円（4,285円は、当該提案がなされた2023年6月6日の前営業日である2023年6月5日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値3,378円に対して26.85%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,218円に対して33.16%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,141円に対して36.42%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,018円に対して41.98%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とし、本新株予約権価格を428,400円とし、本米国預託証券が表章する本米国預託株式1株当たりの本公開買付価格を4,285円とする、第2回提案を書面で受領しました。当社は、第2回提案を受けて、JICCに対して、2023年6月8日付で第2回提案における本公開買付価格は、依然として当社の公正価値を十分に反映した水準とは言えないこと等を理由として、再度、本公開買付価格の引き上げに関する再検討を要請しました。その後、当社は、2023年6月9日に、JICCより、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの本公開買付価格を4,340円（4,340円は、当該提案がなされた2023年6月9日の前営業日である2023年6月8日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値3,198円に対して35.71%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,236円に対して34.12%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,149円に対して37.82%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,028円に対して43.33%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とし、本新株予約権価格を433,900円とし、本米国預託証券が表章する本米国預託株式1株当たりの本公開買付価格を4,340円とする、第3回提案を書面で受領しました。当社は、第3回提案を受けて、JICCに対して、2023年6月9日付で第3回提案における本公開買付価格について、当社とJICCの間で経済条件に関する協議をしたいとの要請を行い、2023年6月15日に当社とJICC間にて、経済条件に関する協議を実施し、第1回提案乃至第3回提案に至った背景に関する質疑応答並びに当社の成長戦略及び経営課題等に関する意見交換を行いました。その後、当社は、2023年6月16日に、JICCより本公開買付けにおける当社株式1株当たりの本公開買付価格を4,350円（4,350円は、当該提案がなされた2023年6月16日の前営業日である2023年6月15日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値3,378円に対して28.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,294円に対して32.06%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値3,162円に対して37.57%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値3,046円に対して42.81%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とし、本新株予約権価格を434,900円とし、本米国預託証券が表章する本米国預託株式1株当たりの本公開買付価格を4,350円とする、最終提案を書面で受領しました。当社は、JICCによる最終提案を受けて、2023年6月19日付で、同日時点における当社の意見として、最終提案における本公開買付価格に応諾する旨の連絡をいたしました。

以上の経緯の下で、当社は2023年6月26日に、みずほ証券から2023年6月26日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2023年6月26日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）の内容、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から2023年6月26日付で提出を受けた答申書（以下「2023年6月26日付答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら（2023年6月26日付答申書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下の観点から本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ本取引に関する諸条件は妥当なものであると判断いたしました。

(a) デジタルソリューション事業

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、市場の拡大及び国内における半導体の安定的な供給確保を目的に、半導体材料事業を中心とするデジタルソリューション事業において、Inpria Corporationの買収や四日市工場内における新棟の増設等の将来投資を行ってまいりました。

その一方で、当社が、今後、先行者利益を得ることが重要視される半導体市場において、更なる高い市場成長性を享受するためには、「微細化」や、「実装工程の複雑化」に対して着実に対応できる高い技術力が求めら

れております。具体的には、前工程（注1）における微細化（ビヨンド2ナノ（注2））への対応、後工程（注3）における実装3Dパッケージ（注4）への対応等に向けた技術開発が必要となり、また、その技術的な進展は早く、継続して高い技術競争力を維持するためには、先端技術に対する積極投資が必要となります。

また、半導体製造における次世代技術開発競争が激化する中で、半導体メーカー及び装置メーカーは企業規模を拡大し、半導体材料メーカーに対する交渉力を強化している状況です。このような状況下において、海外の半導体材料メーカーにおいては、大型の合併・買収により資金面・人材面・技術面で競争力を高めており、合併・買収が進んでいない国内の半導体材料メーカーはより一層の競争力強化が求められると考えております。さらには、当社においては、プロセス材料や5G技術に対応する実装材料等において依然として低い市場シェアに甘んじている半導体材料もあり、また、高い市場成長が望まれるにも拘らず、参入していない半導体材料も多数存在しております。そのため、半導体材料においては、現在の競争優位性を維持・拡大するための研究開発・設備投資に留まらず、国内に有望なメーカーが多数存在する半導体材料業界において、より大胆に業界再編を志向することで、幅広い半導体材料のラインナップでの高い市場シェアの獲得や他社との技術的融合、新たな人材・技術の獲得が可能となるリソース面の充実により、国際競争力を高めていく必要があると考えております。

（注1）「前工程」とは、シリコンウェハー（注5）の上に電子回路及び電極を加工形成する工程のことをいいます。

（注2）「ビヨンド2ナノ」とは、プロセスルール2ナノメートルクラス以下の次世代半導体をいいます。

（注3）「後工程」とは、シリコンウェハー上に出来た数百のチップをひとつひとつ切り出し、最終製品へと仕上げていく工程のことをいいます。

（注4）「3Dパッケージ」とは、アクティブな電子部品の2つ以上の層を積み重ね、垂直方向と水平方向に相互接続して単一のデバイスとして機能させる、半導体チップの高度なパッケージング技術をいいます。

（注5）「シリコンウェハー」とは、超高純度ケイ素の塊である多結晶シリコンを結晶成長させた単結晶の塊（インゴット）を薄くスライスして作られる基板のことをいいます。

公開買付者は、「大規模・長期・中立的なリスクマネー供給を通じて、国内産業の国際競争力強化に向けた事業再編の促進」等を行うことを目的として設立されたファンドであるところ、当社が志向する業界再編へのコミットメントを期待できると考えています。実際に、本日現在においてJICCが運用するJIC PE ファンド1号投資事業有限責任組合及びJIC PE 共同投資ファンド1号投資事業有限責任組合を通じて公開買付者の発行済株式の全てを所有しているJICCには、株式会社産業革新投資機構（以下「JIC」といいます。）が全株式を保有し、JICCと同様のミッションを掲げる株式会社INCJ（以下「INCJ」といいます。）にて投資経験を有するメンバーも複数参画しております。そして、INCJは、業界再編のための投資実績が豊富であり、例えば、半導体業界ではルネサス エレクトロニクス株式会社、化学業界では住化積水フィルム株式会社及び株式会社クレハ・バッテリー・マテリアルズ・ジャパン等、業界再編を実現した投資実績があり、公開買付者の業界再編に関する有益なリソースを活用することで、当社の更なる成長に向けた事業戦略の策定・実行を期待できると考えております。さらには、業界再編を目的として掲げる公開買付者を親会社とすることで、業界再編に対する意思が明確となり、業界再編のパートナー候補先との協議を円滑に進める効果を見込むことができ、また、公開買付者による政府系ファンドとしての中立的な立場を活かしたステークホルダー間の意見・利害調整や、公開買付者と当社事業との間に直接の競合関係がないことによる、国内外の規制に関する手続対応上のメリットの享受により再編・統合の実効性の向上や円滑な再編・統合の実現を期待できると考えております。加えて、当社が、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者より、研究開発、設備投資及びM&Aに必要な資金調達の支援を受けることが期待できるものと考えております。また、公開買付者は、政府系ファンドであるJICの子会社であるため、民間のPEファンドの投資期間よりも比較的長期の投資期間を前提としており、中長期的な視点で柔軟な戦略投資、構造改革や業界再編の検討・実施が可能となるもと考えております。

(b) ライフサイエンス事業

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、ライフサイエンス事業においては、バイオ医薬品の創薬プロセスの迅速化による新規受託拡大及び競争力のあるサービスの拡大や CDMO 事業及び CRO 事業を主とするバイオ医薬品開発及び製造のサービス強化、診断薬開発の強化、欧米やアジアにおける市場開拓及び事業拡大等が必要になると考えております。

そして、新たなモダリティ（注6）の開拓や、新規の分析・製造技術の普及浸透には、その安全性や有効性の検証のために、長い時間を要することから、長期視点に立って、遺伝子治療（注7）やマイクロバイオーム（注8）等の新たなモダリティに対する製品やサービスの開発を手掛けつつ、CDMO 事業、CRO 事業、及び診断薬の認可・上市（注9）の価値提供プラットフォームの強化・拡大、並びに新たな基盤や夫々のプロセスの新技術の獲得のための施策を行う必要があると考えています。また、欧米やアジアにおける市場開拓及び事業拡大という観点からも、設備投資をはじめとした各種施策が必要と考えております。

（注6）「モダリティ」とは、低分子薬、抗体医薬、核酸医薬、細胞治療、遺伝子細胞治療、遺伝子治療といった治療手段の種別のことをいいます。

（注7）「遺伝子治療」とは、遺伝子を用いた疾患の治療や予防方法のことをいいます。

（注8）「マイクロバイオーム」とは、ヒトの体に共生する微生物（細菌・真菌・ウイルスなど）の総体のことをいいます。

（注9）「上市」とは、研究開発を経て承認された新薬を、製品として市場に出すことをいいます。

そのような中、当社は、公開買付者に対して、ライフサイエンス事業における上記課題に関する考えを確認したところ、公開買付者としては、ライフサイエンス事業に関しては、当社の意向をサポートする考えであるとのことであり、具体的には、収益基盤の確立や着実な事業拡大のための成長戦略の策定や戦略に基づくアクションプラン作成に関する支援を提供する意向を有しているとのことです。そのため、当社は、公開買付者とライフサイエンス事業についての目指すべき方向性が合致しているものと考え、ライフサイエンス事業の成長を公開買付者と共に実現できると考えるに至りました。

当社は、かかる検討プロセスにおいて、当社の上場維持の可能性についても検討を行いました。当社の更なる成長のためには、上記のとおり、半導体材料事業においては、短期的な業績への影響にとらわれない大胆かつ中長期的な戦略投資、構造改革や業界再編を機動的に推進する必要があると考えております。ライフサイエンス事業においては、投資からリターンまでの期間が長期に亘ることが想定されるため、短期的な業績にとらわれず、短期の業績変動を吸収できるだけの利益の厚みを確保するまで、中長期的に事業拡大することが望ましいと考えております。そして、これらの施策を行うにあたり上場を維持した場合には、中長期的には株主価値を向上させるような大胆な戦略投資や構造改革、業界再編であっても、一時的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等により、短期的には株主価値を毀損する可能性があることから、一般株主の利益保護等の観点から戦略として採用しにくく、また、意思決定にも時間を要することが想定されると考えております。したがって、当社は、当社が中長期的に競争力・収益力を高めるための各取組みを柔軟かつ機動的に推進するためには、戦略的パートナーの下で非公開化することが有効であると考えているに至りました。

また、代替案として考えられる PE ファンドや事業会社による非上場化、第三者割当増資又は現状維持等の各シナリオについては、当社の経営戦略に対する理解度、業界再編のパートナー候補先との協議を円滑に進める効果の有無・程度、規制当局による業界再編に係るクリアランスの取得の難易度及び従業員やサプライヤーをはじめとするステークホルダーの許容可能性等の多角的な要素を踏まえて比較したときに、いずれの代替案も、半導体材料業界の再編を当社が主導して行うという目的を達成できるのかという点に懸念があることから、かかる相対比較の観点からも、本取引が当社の目的に適うものであると考えるに至りました。

なお、当社株式の非公開化を行った場合、上場会社として当社が享受してきた社会的な知名度や高い知名度による優れた人材の確保、社会的な信用及び資本市場からの資金調達に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公

開買付け後の経営方針」の「(ii) 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、役職員へのインセンティブ・プランの導入を含め、当社の役職員が公開買付者と一丸となって共に長期的な企業価値の向上を図る体制を構築していくこと、及び業界再編や将来の再上場を目指す方針に即し、公開買付者と協議の上、適切な会社情報の開示の継続などを行っていくことで、知名度の維持は可能であり、かつ、JICC グループ（JICC 並びにその子会社及び関係会社の総称を意味します。以下同じとします。）の傘下に入ることで、JICC グループが有する社会的信用力や資金調達力等を総合的に考慮すれば、当社株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えております。

当社は、これまででも、事業拡大による中長期的かつ持続的な株主価値の最大化策を意識するのみならず事業拡大の重要な源泉となる他のステークホルダー（顧客、従業員、サプライヤー及び社会）に対する価値向上を意識してまいりました。当社は、株式の非公開化後においても、中長期的な株主価値のみならず、グローバルの全ステークホルダーに対する価値を高め、より強固な事業基盤と価値向上に注力したいと考えております。

以上より、当社は、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ当社株式の非公開化が最善の選択であるとの結論に至りました。

その上で、当社は、本公開買付価格について、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格である 1 株当たり 4,350 円は、①みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の市場株価法による算定結果を上回っていること、②みずほ証券の類似企業比較法による算定結果のレンジの範囲内であり、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の類似企業比較法による算定結果を上回っていること、③みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券のディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であること、④本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2023 年 6 月 23 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値 3,234 円に対して 34.51%、基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,334 円に対して 30.47%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,183 円に対して 36.66%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,076 円に対して 41.42%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアムの水準は、他の同種案件と遜色ない水準であること、⑤2023 年 6 月 26 日時点において、当社株式の直近 52 週間最高値である 3,795 円（2022 年 8 月 1 日）を超える水準となっていること、⑥下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ね、公開買付者より当初に提示された価格から相応の上積みがされており、当社として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされた経緯の下で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数（各新株予約権 1 個につき 100）を乗じた金額とされることが予定されており、上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断いたしました。

以上より、当社は、2023 年 6 月 26 日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆様に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨する旨を決議しておりました。なお、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、2023 年 6 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

そして、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 意見の内容」のとおり、2024 年 2 月 20 日に、公開買付者から、公開買付者が本株式取得について 2023 年 9 月 14 日（現地時間）付で中国国家市場監督管理総局に対して本事前届出を提出していたところ、2024 年 1 月 22 日に中国独占禁止法の事前届出に係る基準が改正され引き上げられたことで、本株式取得は事前届出を必要とする基準を満た

さなくなったため、2024年2月19日（現地時間）付で本事前届出を取り下げる旨の申請を行い、当該取下申請が2024年2月19日（現地時間）付で受理されたことを踏まえ、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了することその他本公開買付前提条件がいずれも充足された又は2024年3月19日までに充足されることが確実であることを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを2024年3月19日より開始したい旨の連絡を受領しました。それを受けて、当社は、2024年2月26日、本特別委員会に対し、2023年6月26日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、当社に対して、2023年6月26日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2023年6月26日以後、2024年3月18日までの事情を勘案しても2023年6月26日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年3月18日に、委員全員の一致の決議により、当社の取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の追加答申書（以下「2024年3月18日付答申書」といいます。）を提出しました。その上で、当社は、本特別委員会から提出された2024年3月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2024年3月18日現在においても、2023年6月26日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断しました。

以上より、当社は、2024年3月18日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見表明をするとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆様に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨する旨を決議いたしました。

上記各取締役会における決議の詳細は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、2024年5月8日付の当社取締役会決議により、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者のみとするために、下記「2. 株式併合の要旨」に記載の併合割合による株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

臨時株主総会の基準日公告日	2024年4月9日（火曜日）
臨時株主総会基準日	2024年4月24日（水曜日）
取締役会決議日	2024年5月8日（水曜日）
臨時株主総会開催日	2024年6月5日（水曜日）（予定）
整理銘柄指定日	2024年6月5日（水曜日）（予定）
当社株式の最終売買日	2024年6月24日（月曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年6月25日（火曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2024年6月27日（木曜日）（予定）

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合の比率
当社株式 88,000,000 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
207,635,588 株
(注) 当社は、本日付の取締役会決議により、2024 年 6 月 26 日付で自己株式 764,410 株 (2024 年 3 月 31 日時点の自己株式の全部に相当します。) を消却することを決定しておりますので、減少する発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
207,635,590 株
(注) 当社は、本日付の取締役会決議により、2024 年 6 月 26 日付で自己株式 764,410 株 (2024 年 3 月 31 日時点の自己株式の全部に相当します。) を消却することを決定しておりますので、効力発生前における発行済株式総数は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
2 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
8 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。
本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する当社株式 (以下「端数相当株式」といいます。) を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。
当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2024 年 6 月 25 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しています。
この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2024 年 6 月 26 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である 4,350 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称
JICC-02 株式会社
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確

保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、端数相当株式の売却代金の支払に係る資金を株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社はみずほ銀行及びDBJからの借入れに関する契約書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後、発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年7月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、端数相当株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年8月上旬を目途に、当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年9月中旬から10月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年6月26日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手續として行われるものであるところ、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付者が当社の役員である公開買付け、又は公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて当社を非公開化すること等を企図していることを考慮して、公開買付者及び当社は、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② 1株未満の端株が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端株が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2024年6月26日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付け価格と同額である4,350円を乗じた金額となる予定です。

本公開買付価格については、本意見表明プレスリリースのとおり、①みずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の市場株価法による算定結果を上回っていること、②みずほ証券の類似企業比較法による算定結果のレンジの範囲内であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の類似企業比較法による算定結果を上回っていること、③みずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券のDCF法による算定結果のレンジの範囲内であること、④本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2023年6月23日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値3,234円に対して34.51%、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値3,334円に対して30.47%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値3,183円に対して36.66%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値3,076円に対して41.42%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアムの水準は、他の同種案件と遜色ない水準であること、⑤2023年6月26日時点において、当社株式の直近52週間最高値である3,795円(2022年8月1日)を超える水準となっていること、⑥下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ね、公開買付者より当初に提示された価格から相応の上積みがされており、当社として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされた経緯の下で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2024年3月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する決議をした後、本臨時株主総会の招集を決定した2024年5月8日付の当社取締役会に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上から、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2024年3月19日から2024年4月16日まで本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年4月23日付で、当社株式175,272,231株(所有割合:84.35%)を所有するに至りました。

(ii) 配当の不実施

当社は、2023年6月26日付「2024年3月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、2023年9月30日(第2四半期末)を基準日とする剰余金の配当及び2024年3月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(iii) 自己株式の消却

当社は、本日付の取締役会決議において、2024年6月26日付で自己株式764,410株(2024年3月31日時点の自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者のみとする予定です。その結果、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2024年6月5日から6月24日まで整理銘柄に指定された後、2024

年6月25日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、本特別委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする2023年6月26日答申書の提出を受けております。また、当社は、本特別委員会より、2023年6月26日以後、2024年3月18日までの事情を勘案しても2023年6月26日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年6月26日答申書を変更する必要はないものと考えている旨の2024年3月18日付答申書の提出を受けております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付者が当社の役員である公開買付け、又は公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を通じて当社を非公開化すること等を企図していることを考慮して、公開買付者及び当社は、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社取締役会は、本公開買付けが当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われること等を踏まえ、本取引に関する当社取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2023年3月13日、公開買付者及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した、当社の社外取締役である関忠行氏（当社独立社外取締役、伊藤忠商事株式会社理事等）、岩崎真人氏（当社独立社外取締役、武田薬品工業株式会社代表取締役等）、牛田一雄氏（当社独立社外取締役、株式会社ニコン取締役等）及びデイビット ロバート ヘイル氏（当社独立社外取締役、ValueAct Capital Management, L.P. パートナー等）の4名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。

その上で、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、(ii) 本取引の取引条件（本公開買付価格及び本新株予約権価格を含みます。）の妥当性、(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（本取引において選択された手法とその他の手法との比較の観点を含みます。）及び(v) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主、新株予約権者及び本米国預託証券の所有者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、こ

れらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本諮問事項についての答申書を当社に提出することを委託いたしました。

また、当社取締役会は、当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否も含め本特別委員会の答申内容を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする(本公開買付けに賛同しないことを含みます。)ことを前提として本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、当社が公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うことを含みます。)、当社の費用負担の下、独自の専門家を選任する権限(本特別委員会が、当社のアドバイザー等の独立性及び専門性に問題がないと判断した場合に、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする旨を含みます。)、当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議いたしました。本特別委員会の委員の報酬は、報酬諮問委員会において検討の上、固定報酬としており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用されていません。なお、本特別委員会の委員は、いずれも当社の社外取締役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、当初は社外取締役としての報酬に加えて委員としての報酬を付与することは予定していませんでしたが、本特別委員会の委員としての職務には通常職務に比して相当程度の追加的な時間的・労力的コミットメントが要求されるため、2023年4月27日開催の報酬諮問委員会において改めて検討した結果、委員としての職務に応じた報酬という意味では社外取締役としての報酬のみでは不十分であると判断されたため、当該判断も踏まえ、2023年6月16日開催の取締役会において、別途固定報酬を支払う旨が決議されました(本特別委員会の委員のうち1名は、報酬の受領を自主的に辞退しております。)。また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれ当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認いたしました。その上で本特別委員会としてもみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、当社の交渉方針や検討状況の共有を受け、また当社が受領した株式価値算定書の共有を受け、本取引に係る検討の参考とするとともに、当社のリーガル・アドバイザーを信頼して専門的助言を求めるとし、本特別委員会において独自の専門家を選任する権限を行使していません。なお、上記「1. 株式併合の目的及び理由」のとおり、みずほ証券に関しては、グループ企業であるみずほ銀行が公開買付者に対して本公開買付けの決済に要する資金に係る融資及び優先出資を行うことを予定しておりますが、本特別委員会は、みずほ証券の独立性及び専門性に鑑み、同社を当社の第三者算定機関として起用することを承認しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年3月13日から同年6月26日までの間に合計13回、合計約17時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、当社の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を複数回求め、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針等について説明を受けた上で、インタビュー形式により質疑応答を実施しました。さらに、本特別委員会は、公開買付者に対し、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、業界再編を含む本取引後の経営方針、JICCの政府系ファンドとしての性格等について質問事項を提示し、同社よりその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施しました。

また、本特別委員会は、当社が作成した事業計画(以下「本事業計画」といいます。)について、当社の経営陣からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しております。その上で、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社がみずほ証券及び三菱UFJ

モルガン・スタンレー証券からそれぞれ取得した当社株式に係る本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）について、その価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件（DCF法における割引率の計算根拠及び類似会社比較法又は類似企業比較分析における類似会社の選定理由を含みます。）について、当社の依頼により当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から個別に説明を受け、質疑応答及び審議検討を行い、各株式価値算定書の作成過程の合理性を確認しております。

さらに、本特別委員会は、当社、当社の依頼により当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、その説明を踏まえ、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行っております。

また、本特別委員会は、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」記載のとおり、2023年6月1日に公開買付者から公開買付価格を1株当たり4,200円とする旨の提案を書面で受領して以降、公開買付者から価格に関する提案又は連絡を受領する都度、当社から適時にその内容について報告を受け、当社が当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえた当社の見解を聴取した上でその内容を審議・検討し、重要な局面において公開買付価格を含む取引条件に関する意見を述べる等により、当社と公開買付者との間の公開買付価格を含む取引条件に関する協議・交渉全般について実質的に関与いたしました。その結果、当社は、2023年6月16日、公開買付者から、公開買付価格を1株当たり4,350円とすることを含む最終提案を受けるに至りました。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、当社の依頼により当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた説明並びに本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の内容、並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2023年6月26日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2023年6月26日付答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

- (ア) 本公開買付けを含む本取引の目的は正当性・合理性を有するものである（本取引が当社の企業価値向上に資するものである）と認められる。
- (イ) 本公開買付価格及び本新株予約権価格を含む本取引の条件の妥当性が確保されていると認められる。
- (ウ) 本取引において、手續の公正性が確保されていると認められる。
- (エ) 上記（ア）乃至（ウ）を踏まえ、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。
- (オ) 上記（ア）乃至（エ）を踏まえれば、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを、本米国預託証券の所有者に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨することは相当であると認められる。

(b) 答申理由

(ア) 本取引の目的は正当性・合理性を有するものである（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）か

以下の点を踏まえると、(i)本取引により想定されるシナジーは合理的なものということができ、JICCの想定と当社の想定との間に矛盾・齟齬もなく、本取引の実行は、当社が認識する経営課題の解決に資することが認められること、(ii)当社の戦略投資、構造改革や業界再編について、当社の上場を維持したまま実現するのではなく、本取引によるべき理由として説明された内容も合理的なものであると認められ、本取引によることも相当であること、(iii)本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことが認められることから、本公開買付けを含む本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

- ・当社によれば、当社は、今後の社会の発展にとって重要であり、市場成長を期待でき、技術革新の要求が高く当社がグループとしての強みを発揮できる事業である、デジタルソリューション事業とライフサイエンス事業をコア事業と定め、デジタルソリューション事業における積極的な研究開発及び事業投資を行い、また、ライフサイエンス事業における収益性の高い基盤確立により創出されるキャッシュ・フローを更なる事業成長に向けて再投資する方針である。当社における事業環境及び経営課題として、まず(i)デジタルソリューション事業については、今後、先行者利益を得ることが重要視される半導体市場において、更なる高い市場成長性を享受するためには、高い技術力が求められ、また、その技術的な進展は早いところ、継続して高い技術競争力を維持するためには、先端技術に対する積極投資が必要となるとのことである。半導体材料においては、現在の競争優位性を維持・拡大するための研究開発・設備投資に留まらず、国内に有望なメーカーが多数存在する半導体材料業界において、より大胆に業界再編を志向することで、幅広い半導体材料のラインナップでの高い市場シェアの獲得や他社との技術的融合、新たな人材・技術の獲得が可能となるリソース面の充実により、国際競争力を高めていく必要があるとのことである。また、(ii)ライフサイエンス事業については、新たなモダリティの開拓や、新規の分析・製造技術の普及浸透には、その安全性や有効性の検証のために、長い時間を要することから、長期視点に立って、新たなモダリティに対する製品やサービスの開発を手掛けつつ、新技術の獲得のための施策や、欧米やアジアにおける市場開拓及び事業拡大という観点からも、設備投資をはじめとした各種施策が必要と考えられるとのことである。かかる経営課題の解決に向けた戦略の一環として、当社が検討を重ねてきたという、あらゆる環境変化に適応可能な強靱な組織の構築を目指した資本政策やパートナーとの業務提携は、一般論としては当社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。
- ・JICCによれば、JICCが想定する本取引のシナジーとして、(i)当社が当事者となって行う買収による半導体材料事業を中心とするデジタルソリューション事業等の事業拡大及び業界再編の推進に係るJICCからの支援を通じて、当社の成長戦略をより一層円滑に推進できること、(ii)JICCが有する海外市場に関する情報収集や意見交換並びに国内外の機関投資家及び民間事業者との人事交流を通じて培ってきたネットワークを活用することで、新規のグローバル人材採用を含むグローバルでの成長戦略の立案及び実行をサポートすることが可能となること、(iii)当社の比較的長期の投資期間を前提とした資金調達、研究開発、設備投資及びM&Aを含む中長期的な成長戦略の立案を支援することが可能であり、成長戦略及びエクイティ・ストーリーの構築、専門家との連携等の支援を通じ、当社の継続的な企業価値の創造に最も資する資本政策構築を支援可能となることが挙げられるとのことである。また、当社によれば、当社としても、本取引により、上記シナジーの創出を見込むことができるとのことである。上記の想定されるシナジーの内容は、相互に矛盾する点や明らかに客観的事実に反している点は見当たらず、合理的なものであると考えられる。
- ・当社によれば、当社の更なる成長のための施策を行うにあたり上場を維持する場合には、中長期的には株主価値を向上させるような大胆な戦略投資や構造改革、業界再編であっても、一時

的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等により、短期的には株主価値を毀損する可能性があることから、一般株主の利益保護等の観点から戦略として採用しにくく、また、意思決定に時間を要することが想定されるため、当社が中長期的に競争力・収益力を高めるための各取組みを柔軟かつ機動的に推進するためには、戦略的パートナーの下で非公開化することが有効であると考えに至ったとのことである。また、当社によれば、代替案として考えられるPEファンドや事業会社による非上場化、第三者割当増資又は現状維持等の各シナリオについては、当社の経営戦略に対する理解度、業界再編のパートナー候補先との協議を円滑に進める効果の有無・程度、規制当局による業界再編に係るクリアランスの取得の難易度及び従業員やサプライヤーをはじめとするステークホルダーの許容可能性等の多角的な要素を踏まえて比較したときに、いずれの代替案も、半導体材料業界の再編を当社が主導して行うという目的を達成できるのかという点に懸念があることから、当社としては、かかる相対比較の観点からも、本取引が当社の目的に適うものと考えているとのことである。当社によれば、当社株式の非公開化を行った場合、上場会社として当社が享受してきた社会的な知名度や高い知名度による優れた人材の確保、社会的な信用及び資本市場からの資金調達に影響を及ぼす可能性が考えられるが、当社の役職員が公開買付者と一丸となって共に長期的な企業価値の向上を図る体制を構築していくこと、及び公開買付者と協議の上、適切な会社情報の開示の継続などを行っていくことで、知名度の維持は可能であり、かつ、JICCグループの傘下に入ることで、JICCグループが有する社会的信用力や資金調達力を総合的に考慮すれば、当社株式の非公開化に伴うデメリットは限定的であると考えているとのことである。以上の点に鑑みると、他の手法によらず、本取引による経営課題の解決を目指すという判断は、合理的なものと考えられる。

- ・JICCによれば、本取引後も、当社の現在の雇用及びその条件を原則として維持し、当社の役職員に対するストックオプション等のインセンティブ・プランの導入により公開買付者及び当社の役職員が一丸となって、当社の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する想定であり、当社が政府系ファンドであるJICCの完全子会社となることによる当社の信用力・ブランドの喪失、取引先との関係に対する影響、コンプライアンス・ガバナンス体制の弱体化、今後の資金調達への影響、今後の人材採用に対する影響、当社従業員の士気の低下等への懸念は想定されず、また、公開買付者の負債（本取引に係る金融機関からの借入れを含む。）によって、当社の事業計画を達成する上で資金的な制約が生じる事態は想定しておらず、今後の構造改革や業界再編によって当該借入等に係る返済や利払いは十分可能であり、本取引後の当社の事業運営に重大な支障をきたし、本取引による当社の企業価値向上という目的が達成できないこととなるおそれは限定的であると認められるとのことであるから、本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情は認められない。

(イ) 本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格及び本新株予約権価格を含む。）の妥当性が確保されているか

以下の点を踏まえると、本取引の交渉状況やスキーム等の妥当性を前提に、本公開買付価格及び本新株予約権価格については、その妥当性が認められ、本公開買付けを含む本取引の条件の妥当性は確保されていると認められる。

- ・本公開買付価格の交渉状況についてみると、本公開買付価格（1株当たり4,350円）は、当社が、本特別委員会における審議・検討に基づく本特別委員会からの買付価格の引き上げ要請も踏まえ、みずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の助言を受けながらJICCと交渉をした結果、JICCから、3度にわたり買付価格を引き上げる提案を引き出し、最終合意に至ったものとのことであり、一連の交渉経緯については、当社並びにみずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、委員会又は電子メールにて適時に本特別委員会に対して共有及び説明が行われた。その結果、最終的な本公開買付価格は、当初に公開買付者が提示した価格から相応の上積みがされており、当社として、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本

取引が行われることを目指して交渉がされた経緯が認められる。この点については、本新株予約権価格についても同様である。以上からすれば、本取引における本公開買付価格及び本新株予約権価格の合意は、当社と JICC との間において、実質的にも独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた交渉の結果なされたものであることが推認され、合意プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらない。

- 本事業計画については、本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースで作成されており、本取引に係る真摯な提案といえる初期意向表明書の受領前後で策定のプロセスに変更なく、当社において検討・作成が進められていたものであり、JICC 又はその関係者がその作成に関与し、又は影響を及ぼした事実は窺われない。また、当社は JICC との交渉において、本事業計画について JICC に対して一定の説明を行っているが、JICC の指示により、又はその意を汲んで、策定又は修正が行われたという事実も窺われない。また、本事業計画の根拠等の詳細に関して、当社から本特別委員会に対する説明の機会が設けられ、質疑応答が行われたが、その中では、本事業計画の修正を要する事情その他本事業計画の合理性に疑念を差し挟むべき事情は見当たらなかった。以上からすれば、本事業計画の策定プロセスに、公開買付者及び JICC の圧力が介在した事実は認められず、また、その内容において不合理な予測となっている点は認められない。
- 本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）については、みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対するヒアリング等によれば、市場株価法、類似企業比較法及び DCF 法の選択、並びにそれぞれの算定方法及び算定根拠について、いずれも不合理な点は見当たらないものと評価した。その上で、本公開買付価格である 1 株当たり 4,350 円は、(i)みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の市場株価法による算定結果を上回り、(ii)みずほ証券の類似企業比較法による算定結果のレンジの範囲内であり、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の類似企業比較法による算定結果を上回り、かつ、(iii) みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の DCF 法による算定結果のレンジの範囲内である価格であると認められる。さらに、本公開買付価格である 1 株当たり 4,350 円は、2023 年 6 月 23 日までの東京証券取引所における当社株式の終値（同日の終値及び同日の過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月及び過去 6 ヶ月の各平均終値）に対して 30.47%~41.42%のプレミアムが付されているところ、みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対するヒアリング等を踏まえると、本公開買付けにおいては他の同種案件と遜色ない水準のプレミアムが確保されていると認められる。また、本公開買付価格は、2023 年 6 月 26 日時点において、当社株式の直近 52 週間最高値である 3,795 円（2022 年 8 月 1 日）を超える水準となっており、みずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券に対するヒアリング等によれば、2022 年 7 月 1 日以降における売買高の合計は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）を超える水準となっており、この間に株式を取得した当社の株主に対しては、取得価格を上回る価格での売却機会を提供するものと考えられる。以上を勘案すれば、本公開買付価格の水準は、不合理とはいえない。本新株予約権価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に、当該各本新株予約権 1 個の目的となる当社株式数（各新株予約権につき 100）を乗じた金額とされることが予定されている。上記のとおり、本公開買付価格はその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられるところ、本新株予約権価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと評価できるものと考えられる。
- 一段階目に公開買付けを行い、二段階目に株式等売渡請求又は株式併合を行うという本取引の手法は、この種の非公開化取引においては一般的に採用されている方法であり、かつ、二段階目のいずれの手續においても、裁判所に対する売渡価格の決定の申立て又は株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。本取引の方法は、株主及び本新株予約権者が受領する対価が現金であることから、対価の分かり易さ、並びにその価値の安定性及び客観性が高いという点

で望ましく、当社の完全子会社化を迅速に行うという要請と、一般株主等による十分な情報に基づく適切な判断の機会と時間の確保を両立させることができるという観点でも、特に株式等を対価とする株式交換等の組織再編よりも望ましいと考えられる。また、本公開買付けに応募しなかった株主及び本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一になるように算定される予定であり、かつ、本預託銀行に対して金銭を交付する場合には、本公開買付価格に本預託銀行が保有する当社株式の数を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定であり、本預託銀行は、本米国預託証券に記載の条項に基づき本米国預託証券を解除の上、本米国預託証券の各保有者に対して、その保有する本米国預託証券が表章する本米国預託株式の数に応じて、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭を交付することができることも明らかにされている。以上より、買収の方法として公開買付けを伴う二段階買収の方法を採用し、買収対価を現金とすることには、合理性が認められる。

(ウ) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか

以下の点を踏まえると、本取引では、(i)取引条件の形成過程において実質的にも独立当事者間取引といえる状況が確保され、(ii)一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点から見ても充実した公正性担保措置が採用され、かつ、実効性をもって運用されていると認められるから、結論として、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

- ・ 公開買付者及び当社並びに本取引の成否から独立した当社の独立社外取締役で構成される特別委員会を設置しており、その設置時期、権限等からみても、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
- ・ 当社においては、公開買付者及び JICC と特別な関係を有する取締役はおらず、当社取締役会において、本取引につき特別利害関係を有する取締役は存在しないと判断されること、取締役 9 名全員の一致により本公開買付けへの賛同意見表明並びに株主、本新株予約権者及び本米国預託証券の所有者への応募推奨が決議され、監査役 3 名全員より、上記決議に異議がない旨の意見が述べられる予定であること、また、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないとは判断した場合には、本取引に賛同しないことが決議されていることなどを踏まえれば、本取引に関する当社の意思決定の恣意性は排除され、意思決定のプロセスの公正性、透明性及び客観性が確保されているといえる。
- ・ 当社は、公開買付者及び当社並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けている。
- ・ 当社は、公開買付者及び当社並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関であるみずほ証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、当社株式の株式価値に関する資料として本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）を取得している。
- ・ 本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間である 20 営業日とされることが予定されているところ、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されることになるため、当社の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券の所有者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保されるとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会が確保されているものと認められることや、当社と公開買付者及び JICC との間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意は行われなことから、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていると認められる。

- ・本公開買付けにおける買付予定数の下限は、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数を上回るように設定される予定であり、本公開買付けの成立には、本公開買付けと利害関係のない一般株主の過半数の賛同（応募）を要し、一般株主による判断機会の確保をより重視することにつながり、かつ、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることに資するものと認められる。
- ・本取引では、各プレスリリースにおいて、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や JICC との取引条件の交渉過程への関与状況、2023 年 6 月 26 日付答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯及び本取引契約書の内容等について充実した情報開示がなされる予定となっており、当社の株主に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料は提供されていると認められる。
- ・公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式、本新株予約権及び本米国預託証券の全てを取得するに至らなかった場合には、株式等売渡請求又は株式併合による本スクイズアウト手続を実施する予定であるところ、これらの手続において、当社の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券の所有者が不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていることを踏まえると、強圧性が生じないように配慮がなされていると認められる。

(エ) 上記（ア）から（ウ）を踏まえ、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められるか

上記（ア）から（ウ）についていずれも問題があるとは認められないことを踏まえると、本取引を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

(オ) 当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを、本米国預託証券の所有者に対して、事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨する旨の意見表明を行うことは相当であると認められるか

上記（ア）から（エ）についていずれも問題があるとは考えられないことを踏まえると、本公開買付けの開始予定に係る公表の時点で当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを、本米国預託証券の所有者に対して、事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨することは相当であると認められる。

そして、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」のとおり、2024 年 2 月 20 日に、公開買付者から、公開買付者が本株式取得について 2023 年 9 月 14 日（現地時間）付で中国国家市場監督管理総局に対して本事前届出を提出していたところ、2024 年 1 月 22 日に中国独占禁止法の事前届出に係る基準が改正され引き上げられたことで、本株式取得は事前届出を必要とする基準を満たさなくなったため、2024 年 2 月 19 日（現地時間）付で本事前届出を取り下げる旨の申請を行い、当該取申請が 2024 年 2 月 19 日（現地時間）付で受理されたことを踏まえ、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了することその他本公開買付前提条件がいずれも充足された又は 2024 年 3 月 19 日までに充足されることが確実であることを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを 2024 年 3 月 19 日より開始したい旨の連絡を受領しました。それを受けて、当社は、2024 年 2 月 26 日、本特別委員会に対し、2023 年 6 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別

委員会は、当社に対して、2023年6月26日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2023年6月26日以後、2024年3月18日までの事情を勘案しても2023年6月26日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年3月18日に、委員全員の一致の決議により、当社の取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2024年3月18日付答申書を提出しました。

② 当社における独立した法務アドバイザーからの助言の取得

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定過程の透明性及び合理性を確保するために、上記「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続、当社取締役会の意思決定の方法・過程、その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者及び当社並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関である、みずほ証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を取得いたしました。

当社が取得した本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見

当社は、本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）、並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言その他の関連資料を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書において示された判断内容を最大限尊重しながら、本取引について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ本取引に関する諸条件は妥当なものであると判断し、2023年6月26日開催の当社取締役会において、参加した利害関係を有しない取締役9名全員の一致により、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆様に対して、事前に本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨する旨を決議しておりました。また、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べておりました。

また、当社は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した本特別委員会に対して、2023年6月26日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及

びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しておりました。

そして、当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2024年2月20日に、公開買付者から、公開買付者が本株式取得について2023年9月14日(現地時間)付で中国国家市場監督管理総局に対して本事前届出を提出していたところ、2024年1月22日に中国独占禁止法の事前届出に係る基準が改正され引き上げられたことで、本株式取得は事前届出を必要とする基準を満たさなくなったため、2024年2月19日(現地時間)付で本事前届出を取り下げる旨の申請を行い、当該取下申請が2024年2月19日(現地時間)付で受理されたことを踏まえ、国内外の競争法並びに国外の投資規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了することその他本公開買付前提条件がいずれも充足された又は2024年3月19日までに充足されることが確実であることを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを2024年3月19日より開始したい旨の連絡を受領しました。それを受けて、当社は、2024年2月26日、本特別委員会に対し、2023年6月26日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、当社に対して、2023年6月26日以後、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2023年6月26日以後、2024年3月18日までの事情を勘案しても2023年6月26日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年3月18日に、委員全員の一致の決議により、当社の取締役会に対して、上記答申内容を変更する必要はないものとする旨の2024年3月18日付答申書を提出しました。その上で、当社は、本特別委員会から提出された2024年3月18日付答申書の内容を最大限尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、2024年3月18日現在においても、2023年6月26日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断しました。

以上より、当社は、2024年3月18日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見表明をするとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを、本米国預託証券の所有者の皆様に対して、事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る当社株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを、それぞれ推奨する旨を決議いたしました。また、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充たす下限の設定

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(138,507,100株、公開買付開始時所有割合(注1):66.67%)は、潜在株式勘案後株式総数(注2)(207,760,664株)の過半数に相当する株式数(103,880,333株、公開買付開始時所有割合:50.00%)すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数を上回るものとなることです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の少数株主の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

(注1)「公開買付開始時所有割合」とは、潜在株式勘案後株式総数(207,760,664株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、公開買付開始時所有割合の計算において同じとします。

(注2)「潜在株式勘案後株式総数」とは、当社が2024年2月13日に提出した第79期第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数(208,400,000株)に、2024年2月29日現在残存する第1回新株予約権37個の目的である当社株式数3,700株、2006年度

新株予約権（取締役用）23個の目的である当社株式数2,300株、2006年度新株予約権（執行役員用）8個の目的である当社株式数800株、2007年度新株予約権46個の目的である当社株式数4,600株、2008年度新株予約権96個の目的である当社株式数9,600株、2009年度新株予約権184個の目的である当社株式数18,400株、2010年度新株予約権229個の目的である当社株式数22,900株、2011年度新株予約権322個の目的である当社株式数32,200株、2012年度新株予約権382個の目的である当社株式数38,200株、2013年度新株予約権90個の目的である当社株式数9,000株、2014年度新株予約権106個の目的である当社株式数10,600株を加算した株式数(208,552,300株)から、当社が2024年2月5日に公表した2024年3月期第3四半期決算短信〔I F R S〕(連結)に記載された2023年12月31日現在当社が所有する自己株式数(791,636株)を控除した株式数(207,760,664株)をいいます。

⑥ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間である20営業日に設定されているものの、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、2023年6月26日付公開買付者プレスリリースの公表日から、本公開買付けの開始までの期間は約9ヶ月間に亘っております。また、当社は、公開買付者及びJICCとの間において、当社による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、公開買付者は、当社の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券の所有者の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2023年7月4日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会で慎重に協議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを方針としております。当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、本特別委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする2023年6月26日答申書の提出を受けております。また、当社は、本特別委員会より、2023年6月26日以後、2024年3月18日までの事情を勘案しても2023年6月26日付で当社の取締役会に対し行った答申内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年6月26日答申書を変更する必要はないものとする旨の2024年3月18日付答申書の提出を受けております。

IV 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

2. 廃止予定日

2024年6月27日（木曜日）（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

V 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数に関する定めを変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株主は公開買付者1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）

<p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>696,061,000 株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 8 条 本会社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第 9 条 本会社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 10 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 13 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日</u>とする。</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 本会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、<u>8 株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 12 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 定款変更の日程

2024 年 6 月 27 日 (木曜日) (予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上